



事務連絡
令和2年2月25日

【重要】

学校の卒業式・入学式等の開催に関する考え方について示しますので、関係各位におかれては御一読をお願いいたします。

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
各国公立大学法人担当課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
文部科学省高等教育局高等教育企画課

学校の卒業式・入学式等の開催に関する考え方について
(令和2年2月25日時点)

新型コロナウイルスに関しては、感染の拡大を防ぐために現在重要な時期にあり、イベントの開催に関しては、

- 最新の感染の発生状況を踏まえると、例えば屋内などで、お互いの距離が十分にとれない状況で一定時間いることが、感染のリスクを高めること
- イベント等の主催者においては、感染拡大の防止という観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討していただきたいこと
- なお、イベント等の開催については、現時点で政府として一律の自粛要請を行うものではないこと

という考え方を、政府から国民の皆さまに示しているところです。

学校の卒業式や入学式等については、かけがえのない行事であり、現時点で、政府として一律の自粛要請を行うものではありませんが、特に感染が発生している地域におきましては、学校の設置者において、実施方法の変更や延期などを含め、対応を検討していただくようお願いいたします。

また、実施する場合には、下記のような感染拡大防止の措置をとっていただくとともに、実施方法の工夫の例についても併せて示しますので、参考にしてください。

<感染拡大防止の措置>

- ・風邪のような症状のある方には参加をしないよう徹底
- ・参加者への手洗いや咳エチケットの推奨，可能な範囲でアルコール消毒薬の設置
- ・こまめな換気の実施

<開催方式の工夫の例>

- ・参加人数を抑えること（在校生の参加の取りやめ，保護者の参加人数を最小限とする，保護者を別会場とする等）
- ・会場の椅子の間隔を空けて，参加者間のスペースを確保すること
- ・式典の内容を精選し，式典全体の時間を短縮すること（祝辞の割愛，式辞等の文書での配付，卒業証書は代表児童生徒のみに授与など）
- ・予行等は取りやめ，式典当日のみの実施とすること

※卒業式を想定していますが，必要に応じ入学式にも応用ください。

また、高等学校の入学者選抜等に関しては、「高等学校入学者選抜等における新型コロナウイルス感染症への対応について（第2報）」（令和2年2月19日事務連絡）を踏まえ，試験会場の清掃やアルコール消毒，こまめな換気の実施，試験会場へのアルコール消毒液の設置，咳エチケットや手洗いの励行の呼びかけなど可能な範囲で感染症対策を行うようお願いいたします。また，新型コロナウイルス感染症に感染し又は感染が疑われる者への受検機会を十分に確保する観点から，追試験の実施等の対応を検討していただくとともに，入学志願者や保護者に対する情報提供や相談対応に努めていただくようお願いいたします。

大学入学者選抜に関しては、「大学入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応に関する情報提供等について（依頼）」（令和2年2月20日事務連絡）を踏まえ，可能な限りの対応に努めていただきますようお願いいたします。

なお，新型コロナウイルス感染症の今後の感染の広がりや重症度を見ながら，必要に応じて，最新の情報や追加的な留意事項を提供する必要があることを申し添えます。新型コロナウイルス感染症については，日々状況が変化しているところであり，当課より事務連絡等を発出した際には，文部科学省のホームページに掲載しますので，こまめにご確認い

ただき、最新の情報を入手いただくようお願いいたします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体、文部科学大臣所轄学校法人、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する学校（附属学校を含む。）に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局におかれては所管の学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に周知されるようお願いいたします。

（参考）文部科学省ホームページ「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

<本件連絡先>

文部科学省：03-5253-4111（代表）

○公立学校（高等学校段階まで）

初等中等教育局 健康教育・食育課（内2918）

○私立学校

高等教育局 私学部 私学行政課（内2533）

○国立大学附属学校

総合教育政策局 教育人材政策課（内3498）

○国立大学

高等教育局 国立大学法人支援課（内3760）

○公立大学

高等教育局 大学振興課（内3370）

○高等専門学校

高等教育局 専門教育課（内3347）

○専修学校・各種学校

総合教育政策局 生涯学習推進課 専修学校教育振興室（内2939）

○認定こども園

内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付

TEL：03-6257-3095